

## 船舶インシデント調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成30年8月6日 07時20分ごろ
発生場所	三重県四日市港霞ヶ浦南ふ頭東方沖 揖斐川口灯台から真方位135°740m付近 (概位 北緯34°59.7′ 東経136°43.5′)
インシデントの概要	貨物船明栄丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 明栄丸、499トン 134730、有限会社宝洋、株式会社宝山、明港汽船株式会社 (運航者)(A社)
乗組員等に関する情報	船長、四級(航海)
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
インシデントの経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、北東進中、船長が、A社から四日市港第3区の第3航路の入航方法を入手していたので、レーダー及びGPSプロッターを確認せずに目視による見張りを行っていたところ、前方に視認した灯浮標を第3航路入口の灯標と思い、左舵を取って北進した際、浅所に座洲した。 本船の喫水は、船首約3.5m、船尾約4.3mであった。
分析	本船は、北東進中、船長が、目視のみで見張りを行い、船位の確認を適切に行わずに航行を続けたことから、前方に視認した灯浮標を第3航路入口の灯標と思い、左舵を取って北進した際、浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、北東進中、船長が、目視のみで見張りを行い、船位の確認を適切に行わずに航行を続けたため、前方に視認した灯浮標を第3航路入口の灯標と思い、左舵を取って北進した際、浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、目視のみに頼らず、レーダー及びGPSプロッター等の航海計器等を活用し、船位を確認すること。